

東大和市生活困窮者自立支援業務委託プロポーザル実施要領

1 趣 旨

この実施要領は、東大和市生活困窮者自立支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により優先交渉権者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

東大和市生活困窮者自立支援業務委託（以下「本事業」という。）

(2) 事業の目的

本事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「東大和市生活困窮者自立支援業務委託仕様書（案）」に記載のとおり。

(4) 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、優先交渉権者選定日（審査結果通知日）の翌日から令和9年3月31日までは準備期間とし、備品、事務所等の確認、配置人員の確保や指揮命令系統の確立等を行うものとする。なお、現受託事業者以外の事業者が受託することとなった場合は、現受託事業者から業務内容に関する引継ぎを受けることとし、当該準備期間における業務の引継ぎに係る費用は次期受託者が負担するものとする。

(5) 委託料上限額

47,402千円（税込）

※本プロポーザルは、令和9年度予算の成立を前提に随意契約の準備行為として行うものであり、現時点では令和9年度以降の予算措置がされていないため、予算が議会において議決された場合に契約する。なお、予算措置の状況により提案内容を変更して契約する場合がある。

※本プロポーザルにおいて、参加者から行われる各種提案による業務に関する費用を含む。

3 参加資格・条件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、応募書類提出時点において、次の要件をすべて満たしているものとする。なお、共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）により参加

しようとする場合は、共同事業体を構成するすべての者が特別の事情がない限り、次の要件をすべて満たすものとする。

ア 東大和市の競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の各号または第2号の各号の規定に該当しないこと。

ウ 東大和市指名競争入札参加有資格者指名停止措置基準に基づき、指名停止期間中でないこと。

エ 東大和市契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を受けている者でないこと。

オ 経営不振の状態（会社更生法第17条第1項の規定に基づき会社更生法による更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。

カ アによらず、次に掲げる書類を提出した場合、参加することができる。

（ア）法人にあっては履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、商号登記をしている個人にあっては履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）、商号登記をしていない個人にあっては身分証明書及び登記されていないことの証明書

（イ）印鑑証明書、使用印鑑届

（ウ）法人にあっては法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税の納税証明書、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書など、税金を完納していることを証する書類

キ 本事業の業務責任者として、生活困窮者自立支援業務に関する実務経験を有し、本事業に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する常勤の者を選任できること。

ク 市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本事業の実施、諸条件の変更にについて、柔軟な対応ができる者であること。

ケ 所要の資格等を有した職員を用い、本事業を確実に遂行させることができる者であること。

（２）共同事業体による参加

共同事業体により参加する場合は、次のとおりとする。

ア 共同事業体を代表する事業者を定め、代表事業者がその手続を行うものとする。

イ 単独で本プロポーザルに参加しようとする者は、他の共同事業体の代表事業者又は構成事業者になることはできないものとし、複数の共同事業体において同時に代表事業者又は構成事業者になることもできないものとする。

ウ 共同事業体により参加申込みをした後においては、当該共同事業体の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めないものとする。

4 全体スケジュール（予定）

内 容	期 日
公募開始（実施要領等の配布）	令和8年10月19日（月）
質問書の提出締切	令和8年10月23日（金）
質問に対する回答	令和8年10月30日（金）
参加申込書・企画提案書等の提出	令和8年11月5日（木）・6日（金）
審査（提出書類に関してのプレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年11月20日（金）
審査結果通知・公表	令和8年12月上旬
詳細協議	令和8年12月下旬～令和9年3月
業務引継（※事業者変更の場合）	審査結果通知後～令和9年3月31日（水）
契約締結・業務開始	令和9年4月1日（木）

5 実施要領等の配布

（1）配布期間

令和8年10月19日（月）～令和8年11月6日（金）

（2）配布物

実施要領、様式一式、生活困窮者自立支援業務委託仕様書（案）

（3）配布方法

印刷物での配布は行わないため、東大和市公式ホームページ（<https://www.city.higashiyamato.lg.jp>）からダウンロードすること。

6 質問及び質問に対する回答

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり取り扱うものとする。なお、受付期間後に提出された質問及び指定した方法以外で提出された質問は受け付けない。

（1）受付期間

令和8年10月19日（月）～ 令和8年10月23日（金）午後5時まで

（2）提出方法等

質問書【第1号様式】に、質問箇所及び内容を分かりやすく記載し、「15 担当部署」へ電子メールにより提出すること。なお、メール送信後、電話による受信確認の連絡をすること。

（3）質問に対する回答

令和8年10月30日（金）を目途に、提出されたすべての質問とその回答をまとめて、市の公式ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答をもって、本実施要領及び仕様書（案）等を追加補正したものとする。また、質問者の名称は公表しない。

7 参加に係る必要書類の提出

(1) 受付日時

令和8年11月5日（木）・6日（金）午前9時～午後5時

(2) 提出方法

「15 担当部署」へ持参すること。

(3) 提出部数

ア 正本

1部（代表者印押印のもの）

イ 副本

9部（正本の写し。正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷。また副本は事業者が特定される記述やロゴマーク等を削除すること。）

ウ CD-R 又は DVD-R

1枚（正本のデータを PDF 形式で保存したもの）

(4) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次の順序で製本し、インデックスを付け、A4判紙製のフラットファイルで提出すること。

提出書類	様式	備考
①参加申込書	第 2 号様式	
②参加者の概要説明	第 3 号様式	
③共同事業体構成員届出書	第 4 号様式	共同事業体により参加する場合に限る。
④共同事業体の結成に係る協定書又はこれに相当する書類（共同事業体を構成する者、代表事業者、組織運営に関する記載事項等を含む。）	任意様式	なお、共同事業体により参加する場合は、①、②、⑤～⑩、⑫は構成員全員分を提出すること。
⑤定款、寄付行為、規則その他これに類するもの		
⑥事業報告書及び収支決算書		過去 3 年分
⑦役員又はこれに準ずべき者に関する名簿		
⑧参加者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	各種証明書	参加申込日前 3 か月以内のもの。
⑨納税証明書		直近 1 年の法人税、消費税（地方消費税を含む）、法人事業税及び法人都民税もしくは市町村民税の納税証明書
⑩印鑑証明書		参加申込日前 3 か月以内のもの。

⑪企画提案書	第５－１号様式 ～第５－５号様式	「８ 企画提案書の構成等」を参照。
⑫令和９年度の事業計画書及び収支予算書	任意様式	

※③、④は共同事業体を結成しない場合は不要。

※⑧、⑨、⑩は東大和市の競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は不要。

８ 企画提案書の構成等

（１）企画提案書の構成

企画提案書は、以下の各様式で構成することとし、Ａ４判で３０ページ以内にまとめること。

ア 事業運営方針に関する事項【第５－２号様式】

イ 事業の実施体制の内容に関する事項【第５－３号様式】

ウ 事業内容に関する事項【第５－４号様式】

次の（ア）から（カ）までに掲げる各業務等に係る提案について、具体的に記載すること。

（ア）自立相談支援業務

（イ）就労準備支援業務

（ウ）家計相談支援業務

（エ）子どもの学習・生活支援業務

（オ）個人情報の取扱い・広報活動

（カ）その他特記事項

エ 参考見積額【第５－５号様式】

（ア）契約締結前の仕様書についての詳細協議にかかる費用は、優先交渉権者の負担とする。

（イ）別紙「東大和市生活困窮者自立支援業務委託仕様書（案）」に掲げる業務について、参加者が実現可能と想定する額を参考見積額として明示すること。

（ウ）参考見積書の金額が「２（５）委託料上限額」を超過した場合は失格となる。

（２）提出書類の取扱い

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市は、優先交渉権者の選定事務において必要な範囲で、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

イ 受付期間経過後の提出書類の差し替えは、原則として認めない。

ウ 提出書類は、一切返却しない。

エ 提出書類の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて照会を行い、又は追加資料の提出を求めることがある。

オ 提出書類の作成、提出等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

カ 市は、提出書類に記載された個人情報については、本事業の優先交渉権者の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。

キ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、東大和市情報公開条例（令和 15 年条例第 22 号）に基づき、非公開情報を除き公開対象とする。

9 審査方法及び審査基準

（１）審査及び優先交渉権者の選定

「東大和市生活困窮者自立支援業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により、「（３）審査項目（着眼点）及び配点」及び「（４）採点基準」に基づき、総合的に審査を行い、各参加者の順位を決め、第 1 位の者を優先交渉権者として、次順位の者を次点交渉権者として選定する。

ア 日時・会場

令和 8 年 11 月 20 日（金）東大和市役所敷地内 中央公民館 301 学習室等
※詳細は、別途通知する。なお、順序は、提出書類の提出順とする。

イ 所要時間 60 分以内

- | | |
|---------------|--------|
| （ア） 準備 | 5 分以内 |
| （イ） プレゼンテーション | 25 分以内 |
| （ウ） ヒアリング | 25 分以内 |
| （エ） 撤収 | 5 分以内 |

ウ 参加人数

4 人以内とする。

エ 使用機器類

スクリーン及びプロジェクターについては市が用意する。その他必要な機器等があれば参加者が用意準備すること。なお、使用予定のプロジェクターについては 11 ページに【参考】として掲載する。

オ その他

- （ア） プレゼンテーション用資料の作成・配布は可能とする。なお、当該資料を作成・配布する場合は、正本 1 部、副本 9 部（事業者が特定される記述やロゴマーク等を削除）を用意すること。
- （イ） プレゼンテーションの際は、事業者が特定される記述やロゴマーク等を使用したり、表現等をしないこと。
- （ウ） 審査は非公開とする。
- （エ） 審査結果に対する異義申し立ては、受け付けない。

（２）審査の方法等

ア 「（３）審査項目及び配点」に掲げる審査項目について、選定委員会の委員全員の得点を集計した結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

イ 審査において、得点が著しく低い審査項目があるときは、優先交渉権者として選定しないことがある。

(3) 審査項目（着眼点）及び配点

審査項目 (着眼点)			配点	採点
事業の 運営方針	事業運営に関する基本的な考え方 ・現在の社会情勢等を踏まえた上で、業務委託仕様書に基づいた方針となっているか		10	10点～1点
実施体制	事業の実施体制 ・人員体制は事業を実施するに十分なものか ・事業の実施に必要な経歴、資格・経験等を有する職員を配置する計画となっているか ・市内全域を対象とした体制がなされているか		10	10点～1点
	人材育成、業務のマニュアル化 ・職員の資質向上ため研修等が計画されているか ・業務ノウハウを体系化するような計画となっているか		10	10点～1点
事業内容	自立相談支援業務	生活困窮者の把握と支援計画の作成、支援調整会議を踏まえた支援の実施 ・様々な生活困窮者を把握する体制とっているか ・生活困窮者の課題を的確に把握し、適切な支援計画の作成につなげる計画となっているか ・支援計画に基づく、段階ごとの適切な支援が可能な計画になっているか ・支援調整会議について、効果的な開催が可能な計画となっているか	10	10点～1点
		住居確保給付金 ・適切に対応できる体制となっているか	10	10点～1点
		関係機関とのネットワークづくり及び社会資源の開発 ・関係機関との連携体制がとれる計画となっているか。 ・既存制度の利用調整だけでなく、関係機関のネットワークを通じて、社会資源の開発につなげる計画となっているか	5	5点～0.5点
	就労準備支援業務 ・社会参加に必要な生活習慣の形成や回復が図られる計画となっているか		10	10点～1点

	・職場の定着化等につながる具体的な指導、訓練等を含む計画となっているか ・共同作業やボランティア活動への参加が具体的に計画されているか ・継続的な就労経験の場の提供が可能な計画となっているか		
	家計相談支援業務 ・生活困窮者の家計の再建に向けた具体的な支援方策を含む計画となっているか	10	10点～1点
	子どもの学習・生活支援業務 ・子どもの学習を通じた居場所としての機能を伴う計画となっているか ・必要な情報を適宜的確に関係機関と情報共有できる計画となっているか	10	10点～1点
	個人情報取扱い・広報活動 ・個人情報の適切な取扱いについての十分な措置を行う計画となっているか。 ・本事業を周知するための情報発信について、適切なものとなっているか	5	5点～0.5点
	その他独自提案事項 ・上記のほか、東大和市の地域特性や生活困窮者支援に係る課題等を踏まえ、本事業の効果的な実施に資する独自の提案となっているか ・実現可能かつ魅力的な提案となっているか	10	10点～1点
収支計画・経営状況	適正な経費の積算、安定した経営状況等 ・参考見積額の評価 ・直近の貸借対照表による自己資本比率の評価	10	10点～1点
合 計		110	

(4) 採点基準

評価内容	採点基準
優れている	配点×1.0
やや優れている	配点×0.8
標準	配点×0.5
やや劣っている	配点×0.3
劣っている	配点×0.1
評価に値せず(※失格)	配点×0

(5) 審査結果の通知

電子メールにより個別に通知するとともに、後日、書面を郵送する。

※最適受託候補者と次席者については事業者名等を公式ホームページに公表する。

(6) 審査結果の公表

審査結果の公表にあたっては、市の公式ホームページにおいて、優先交渉権者及び審査結果の概要（得点等）を公表する。

10 契約等

(1) 契約締結前の詳細協議

ア 優先交渉権者は、企画提案書の内容等に基づき、随意契約に向けた諸条件について、市と詳細を協議する。

イ 優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を市に提出するものとする。この場合において、当該協議により対象業務が減少した場合は、対象業務の減少に伴う費用を減じた額を見積書に記載する。

ウ この協議は優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は優先交渉権者の負担とする。

(2) 契約締結

優先交渉権者と協議が成立し、本事業の予算が成立次第、市と委託者との間で随意契約を締結する。

また、契約締結までの間に、優先交渉権者が「3 参加資格・条件」を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

11 失格となる参加者

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参考見積書の金額が「2 (5) 委託料上限額」を超過した場合

(2) 参加者が、「3 参加資格・条件」を満たさなくなった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 選定の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合

(5) 参加者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

12 本プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、応募に関わるすべての経費について市に請求することはできない。

13 辞 退

参加申込後に辞退する場合には、速やかに事務局に電話連絡の上、辞退届を提出すること。

(1) 提出書類

辞退届【第6号様式】

(2) 提出方法

「15 担当部署」へ持参又は郵送すること。なお、持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (2) 本プロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) プレゼンテーションにおいて口頭で追加提案した事項については、企画提案書に含むものとする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することがある。

15 担当部署

東大和市役所 健幸福祉部 生活福祉課

担 当：自立支援担当 高石

住 所：〒207-8585

東京都東大和市中心3丁目930番地（市役所1階）

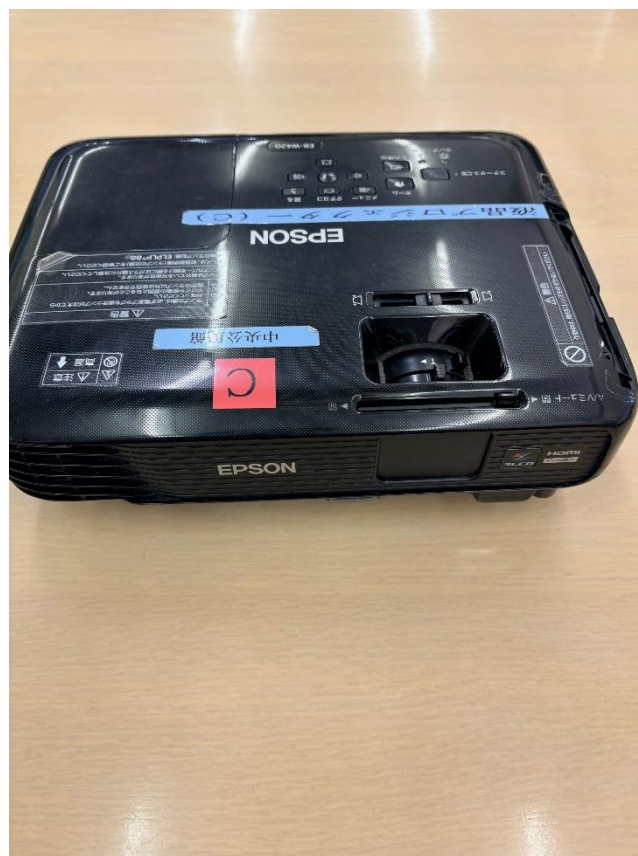
電 話：042-563-2111（内線1119）

F A X：042-563-5928

メール：jiritsushien@city.higashiyamato.lg.jp

【参考】※機器に不具合が生じた場合は変更することもあります。

《プロジェクター》



《付属配線コード》

